電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の 一部を改正する省令案等への意見

日本生活協同組合連合会

今回の制度改定は「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立」を目的に行われます。未稼働案件への対処は、国民負担の抑制につながるものと評価しつつ、「再生可能エネルギーの最大限の導入」に向けては「消費者の選択」が生きる仕組みとすべきとの考え方から、以下の意見を提出いたします。

【該当箇所】

- VII 送配電事業者による再生可能エネルギー電気の買取り
- 2. 再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準に関する事項【第17条第1項関係】
- 3. 再生可能エネルギー電気卸供給約款に関する事項【第18条第1項、第4項関係】

【意見】

FIT発電事業者と小売電気事業者双方の合意に基づいて、再生可能エネルギーを発電所・電源を特定し、表示できる形で引き渡す「電源・供給先固定型」は、消費者の選択の幅を確保するために重要な仕組みです。需要家(消費者)が電源を選択するために、今後も恒久的な制度として維持・発展させていくことを求めます。

【理由】

「消費者が電気を選べる」状況をつくることは、電力システム改革の基本的な目標です。 その視点から今回のFIT制度の見直しを見たとき、電源を特定した供給が必要となる場合 において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者と の相対供給を可能とする「電源・供給先固定型」の仕組みは、消費者の選択の幅を確保する ために不可欠なものです。この仕組みを恒久的な制度として今後も維持・発展させていくこ とを求めます。

以上